

議案第103号

松阪市立学校施設目的外使用条例の一部改正について

松阪市立学校施設目的外使用条例（平成17年松阪市条例第238号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月2日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例

松阪市立学校施設目的外使用条例（平成17年松阪市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、休業日に授業又は学校行事を実施する場合その他松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第3条第2号中「前号に掲げる以外の日」を「前号に掲げる日以外の日」に改める。

第4条第1項中「使用しようとする日の3日前までに、学校施設使用許可願（様式第1号）に学校長の意見を受け、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない」を「あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

（使用許可の基準）

第5条 学校施設を使用することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 官公署、学校及びこれらに属する団体
- (2) 住民自治協議会、自治会等の地域団体
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認めるもの

（使用の不許可）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があると認めるとき。
- (2) 学校施設又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 専ら営利を目的とするための使用と認めるとき。
- (5) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用（法令により認められた政治的活動

のための使用を除く。)と認めるとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用と認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上使用を不相当と認めるとき。
第7条ただし書を削る。

第13条中「教育委員会が定める」を「教育委員会規則で定める」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「許可書」を「権利」に改め、同条中「第4条第2項の学校施設使用許可書」を「第4条の規定に基づき受けた学校施設を使用する権利」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1号中「使用目的」の前に「許可された」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園の園児又は小学校若しくは中学校の児童生徒が主体的に使用するとき 全額免除

(3) 住民自治協議会、自治会等の学校区内の地域団体が地域活動のために当該学校区内の学校施設を使用するとき 全額免除

(4) 市内の社会教育関係団体が使用するとき 照明設備を除き、全額免除

(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用施設	時間区分及び使用料			照明設備使用料 (1つの時間区分につき)
	午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
運動場	490円	520円	520円	1,560円
体育館	890円	930円	930円	990円
武道場	630円	780円	780円	780円
校舎	480円	510円	510円	780円

備考

- 1 使用施設を合わせて使用するとき、又は時間区分をまたがって使用するときの使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 2 照明を使用するときの使用料は、使用する時間区分の使用料に照明設備の使用料を加算した額とする。
- 3 使用の許可を受けようとする者が市内に在住、在勤若しくは在学する者以外の者である場合における使用料は、上表の金額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(使用料に関する経過措置)
- 2 改正後の松阪市立学校施設目的外使用条例第7条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。
(使用料の減免に関する経過措置)
- 3 改正後の松阪市立学校施設目的外使用条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免についてはなお従前の例による。